

第3号被保険者期間の年金分割制度

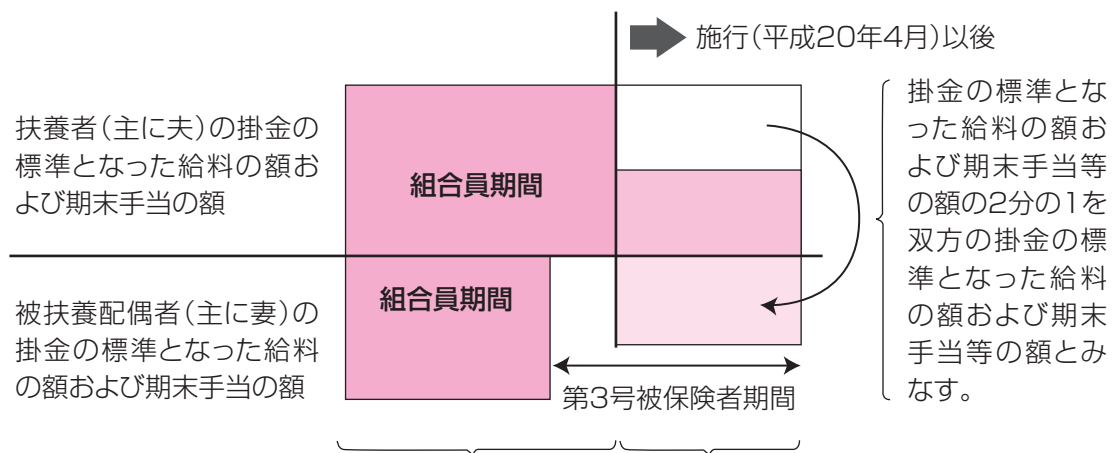
(平成20年4月施行)

今回の厚生年金保険制度の改正では、被扶養配偶者のいる被保険者が負担した保険料は共同して負担したものであることを基本認識としつつ、離婚した場合や分割を適用することが必要な事情がある場合に限って第3号被保険者期間の厚生年金の2分の1を分割できることとされました。

地方公務員等共済組合法においても同様の制度を設けることとし、具体的には、組合員が組合員であった期間中に当該組合員の配偶者として被扶養配偶者を有していた場合で、両者が離婚または婚姻の取消し等をしたときには、当該被扶養配偶者は、当該組合員が組合員であった期間であって当該被扶養配偶者を有していた期間に係る組合員期間の掛金の標準となった給料の額および期末手当等の額に2分の1を乗じて得た額をそれぞれ当該組合員および被扶養配偶者の掛金の標準となった給料の額および期末手当等の額とみなす特例の適用を請求することができることとされました。

この制度は平成20年4月以降の第3号被保険者期間についてのみ適用されます。

離婚した場合の退職共済年金の分割のイメージ



平成20年4月1日後の第3号被保険者以外の期間 施行後の第3号被保険者期間

→当事者の同意または裁判所の決定で双方の掛金の標準となった給料の額と期末手当等の額の特例の適用を請求できる(按分割合は2分の1を限度)